

令和 3 年

上尾市議会 9 月定例会議案

概 要

( 追 加 )



議案第 99 号

控訴の提起について

(教育総務部図書館)

1 提案理由	さいたま地方裁判所令和 2 年 (ワ) 第 2 4 3 5 号損害賠償請求事件に関し、控訴の提起をしたいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、提案するもの
2 内容	<p><b>1 第 1 審の当事者</b></p> <p>(1) 控訴人となるべき者 (第 1 審被告) 上尾市本町三丁目 1 番 1 号 上尾市</p> <p>(2) 被控訴人となるべき者 (第 1 審原告) 上尾市藤波三丁目 3 1 9 番地 1 栄電業株式会社</p> <p><b>2 控訴の趣旨</b></p> <p>(1) 原判決中控訴人となるべき者の敗訴部分を取り消す。 (2) 被控訴人となるべき者の請求を棄却する。</p> <p><b>3 第 1 審判決の内容</b></p> <p>(1) 被告は、原告に対し、6, 923 万 2, 024 円及びこれに対する令和 2 年 11 月 10 日から支払済みまで年 3 % の割合による金員を支払え。 (2) 原告のその余の請求を棄却する。 (3) 訴訟費用は被告の負担とする。</p>